

【90 例目】栃木県（栃木市）における豚熱の患畜確認農場の現地調査概要

令和 6 年 2 月 17 日の拡大疫学豚熱調査チームによる現地調査の概要は以下のとおり。

（１）農場の概況

- ① 当該農場は、平野部に位置し、農場の周囲は田畑や人家に囲まれていた。
- ② 令和 6 年 1 月に当該農場から約 32km 離れた地点で野生イノシシの豚熱陽性事例が確認されていた。
- ③ 当該農場は、母豚を収容するストール舎及び分娩舎、離乳豚を収容するユニットタイプの簡易豚舎（以下「簡易子豚舎」という。）17 台、肥育前期舎 2 棟並びに肥育後期舎（分娩舎はウインドウレス豚舎、それ以外は開放豚舎）からなる一貫農場であり、発生は簡易子豚舎 2 台で確認された。

（２）飼養衛生管理関係

- ① 農場主によると、農場主と外国人実習生 2 名の計 3 名で飼養豚の飼養管理を行っており、豚舎ごとに担当は分けられていないとのこと。
- ② 農場主及び従業員は公道を挟んで農場向いの自宅に居住しており、自宅で農場専用作業着を着用し、衛生管理区域に入る際に専用長靴に履き替えていたとのこと。事務所でのハンドソープによる手洗いは行っていたが、手指消毒及び手袋の着用は行っていなかったとのこと。
- ③ 分娩舎へ入る際は、分娩舎入口脇で長靴への履替えや踏込消毒（逆性石けん）、専用ガウンの着用を行い、ストール舎及び肥育後期舎は入口内部備付けの箱内の専用ガウン及び長靴の着用を行うとともに、アルコールスプレーによる手指消毒を行っていたとのこと。分娩舎の履替え前後の動線には交差がみられた。簡易子豚舎及び肥育前期舎については原則として豚舎外から飼養管理を行っているため、豚舎間での作業着・長靴の交換や手指消毒は行っていなかったとのこと。
- ④ 農場の衛生管理区域入口は 3 か所あり、無断で立入できないよう不使用時は南京錠で施錠されており、1 か所にのみ動力噴霧器及び「無断立入禁止」の看板が設置されていたが、他の 2 か所には消毒装置や看板は設置されていなかった。
- ⑤ 農場の衛生管理区域に出入りする外部車両は飼料業者と敷料運搬業者のみであり、その他は自農場の車両であるとのこと。飼料業者と敷料運搬業者は動力噴霧器が設置されている衛生管理区域入口において農場専用の長靴に履き替え、防護服の着用、乗り降りの際の手指及び足回りのアルコールスプレーによる消毒、車両消毒を行っているが、飼料業者が消毒後に別の 30m 北側の入口から出入りする際は消毒を実施していないとのこと。また、自農場車両で堆肥や汚水を農場から 130m 程度離れた外の堆肥処理施設へ公道を経由して搬出する場合は車両消毒を実施していないとのこと。
- ⑥ と畜場への出荷時は、自宅駐車場から消毒せずに農場内の石灰帯を通り車両を入れて出荷豚を積載し、と畜場へ搬出していたとのこと。と畜場入退場時には車両消毒ゲートによる車両消毒を行い、豚を降ろした後、車両と荷台を洗浄していたとのこと。その後農場へ戻った際も農場入口の動力噴霧器で消毒を行い、自宅駐車場に戻っていたとのこと。
- ⑦ 母豚候補豚は全て外部から導入しており、運送会社から農場外で豚を受け取ったのちに自農場車両で肥育前期舎内の導入豚検疫豚房に搬入し、約 2 か月間隔離していたとのこと。雄豚は自農

場の肥育豚から選抜しており、発情確認のみに使用していたとのこと。

- ⑧ 分娩舎から簡易子豚舎へ離乳豚を移動させる際は、堆肥舎で保管している輸送用ケージへ入れてフォークリフトで運び、積下しは手作業で行っていたとのこと。移動後は輸送用ケージを消毒しており、ケージも含めて堆肥舎は毎日動力噴霧機で消毒を行っていたとのこと。
- ⑨ 肥育前期舎から肥育後期舎への肥育豚の移動や、ストール舎と分娩舎の間の母豚の移動は歩かせて移動させていたとのこと。豚舎内の移動通路及びストール舎と分娩舎の間の移動通路は毎日洗浄及び消毒を行うが、肥育豚が移動する豚舎外の通路の洗浄及び消毒は行っていなかったとのこと。
- ⑩ 簡易子豚舎は全て屋外に設置されており、冬場は屋根のない部分は角材で4 cm 程度浮かせた状態のコンパネで覆っていた。1台当たり約25頭収容しており、母豚が異なる離乳豚や週齢が異なる肥育豚が同じ飼育箱に混在することもあったとのこと。
- ⑪ 給餌は基本的に飼料タンクからパイプラインで自動給餌していた。導入した母豚候補豚の検疫豚房のみ手給餌をしていた。
- ⑫ 飼養豚への給与水及び清掃時に使用する水は井戸水を使用し、井戸水の水質検査は行っていたものの、消毒等は行っていなかったとのこと。
- ⑬ 胎盤は冷凍庫に保管し、一定量が溜まった段階で業者へ販売しており、直近では2月13日に発送していたとのこと。
- ⑭ 豚熱ワクチン接種は、農場側で注射器を用意し、知事認定獣医師が簡易子豚舎内の約30～40日齢の離乳豚を対象に、2～4台を同日に接種していたとのこと。従業員が簡易子豚舎内に入り子豚を屋根がないスペースへ追い込み、豚舎外から獣医師が接種していたとのこと。その際、従業員は作業開始前に作業着・長靴の交換や手指の消毒は行っていたが、長靴は石灰を撒いた地面で直接履き替えており、簡易子豚舎間での消毒等は実施していなかったとのこと。獣医師は衛生管理区域に立ち入る際に更衣、長靴の履替えを行い、ゴム手袋を着用し、他の豚舎に入らず簡易子豚舎の外側からパドックに寄せられた子豚にワクチンを接種しており、簡易子豚舎間での手袋交換等は実施していなかったとのこと。また、獣医師は同日、他農場への立入りは行っていないとのこと。
- ⑮ 糞尿処理は、スクレーパーにより集められ固液分離後、農場内の堆肥置場で一時保管し、3～4日おきに農場外の堆肥処理施設へ運び堆肥化していたとのこと。完熟堆肥は耕種農家へ販売していたとのこと。
- ⑯ 子豚の死体は、死体置場に一時保管した後、重機のバケットに入れて、衛生管理区域外に停めた輸送会社のトラックの荷台に農場内から直接搬入していた。

(3) 野生動物関連

- ① 衛生管理区域の周囲は高さ約1m及び2mのトタン柵（地面側に隙間あり）、ワイヤーメッシュ柵で囲われていた。農場入口の可動柵の下には6～8cm程度の隙間が確認された。
- ② 農場主によると、農場付近でイノシシを含め野生動物を見ることはないとのこと。農場周辺の畑においてもイノシシの痕跡は見られなかった。
- ③ 農場主によれば、数年前に殺鼠剤の使用を開始してから農場内でネズミは見えていないとのこと。
- ④ 農場内の堆肥・死体置場には防鳥ネットが設置されていた。調査時にハトが数羽認められたが、これは防疫作業によるものであった可能性がある。肥育後期舎の壁面には穴や破損が確認され

た。

(4) 臨床症状の経過

- ① 農場主によると、2月1日に簡易子豚舎の隣接する2台へ移動させた群において、移動当初から餌食いが悪かったとのこと。
- ② 豚熱ワクチンについては、2台のうち1台は2月7日に接種したが、残り1台はややヒネ気味のため同日の接種は行わなかったとのこと。
- ③ 隣接2台において2月9日から死亡がみられ、例年寒い時期に多少死亡が増えるが、いつもより多い印象だったとのこと。
- ④ その後、2月15日に約40日齢の離乳豚において衰弱して死亡する個体が2頭（2月7日に豚熱ワクチンを接種した1台で1頭、当該台又はその隣接の非接種1台のいずれかで1頭）認められたことから家畜保健衛生所に通報し、病性鑑定を依頼したとのこと。家畜防疫員が農場に立ち入ったところ、衰弱豚は認められたが、豚熱を疑う臨床症状は認められなかったとのこと。
- ⑤ 調査時は、全ての簡易子豚舎及び分娩舎での殺処分が完了していたが、他の豚舎では、出荷前の肥育豚1頭が死亡していたのみで、異状は認められなかった。

(以上)